

「意匠審査基準の改正案」に関する意見

2007年3月14日

日本弁護士連合会

「意匠審査基準の改正案」のうち、「74.1 意匠法第2条第2項に規定する画像について」の部分（以下、「画像についての審査基準案」という。）について、意見書を提出する。

1 意見の趣旨

「画像についての審査基準案」に関する「多機能物品の取扱い」について、その説明をより明確化すべきである。

2 意見の理由

- (1) 2006年（平成18年）改正の「意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）」により、意匠法第2条第2項として、「前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」と定められた（2007年4月1日施行予定）。
- (2) これは、産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「意匠制度の在り方について（平成18年2月）」（以下、「報告書」という。）において一定の範囲で画面デザインを保護すべきであるとする報告がなされたことを踏まえたものであり、従来から部分意匠の保護対象として認められていた「物品の成立に不可欠な画像」（例えば、携帯用無線電話機における初期画面。意匠登録第1207282号）だけでなく、上記の定義に含まれるものにまでその保護対象を拡大する趣旨のものである。但し、電子計算機でソフトウェアを使用したりインターネット検索を行う場合の画像は、既に電子計算機の情報処理機能を「発揮させている状態」の画像であり上記定義でいう「当該物品がその機能を発揮できる状態」にするための画像ではないので、

そこまでは保護対象を拡大していない。

これは、「物品の成立性に照らして不可欠な画面デザインに加え、物品の用途および機能を実現するために表示される画面デザインを物品の部分（部分意匠）として保護する」（報告書 33 頁）目的から、このように立法されたものであろう。

- (3) ところで、「画像についての審査基準案」では、(3)「(注)」において、保護を受ける「発揮できる状態」と、保護対象ではない「働いている状態」の説明がなされており、それによれば、例えば、携帯電話では通話中やメールの通信中、電子計算機ではソフトウェア例えばビジネスソフトを使用している状態は、後者であってこれまでは保護対象には含まれないことが理解できる。
- (4) しかし、他方、上記「(注)」 「多機能物品の取扱い」の説明の項では、「複数の機能を持つ多機能の物品については、その物品からは当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものか直接導き出さすことができないので、その旨の説明を記載する等が必要である。」とのみ記載されているが、これだけではその内容は不明確と言わざるを得ない。

今日では、多くの画面デザインは、1 物品に複数の機能を発揮できるものとして使用されている。例えば、携帯電話におけるカメラ機能（テレビ機能でも良い）を発揮できる状態にするために行われる操作の画像について考えれば、通話機能の部分とカメラ機能の部分の操作画面は、それぞれ全く異なる機能が1つの物品に存在していることになる。

このような場合、「当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものか、その旨の説明等を記載する」という審査基準のみでは、意匠登録出願書類上の物品は、「携帯用電話機」なのか、「カメラ機能付き携帯用電話機」なのか、あるいは、その機能のみに着目して「カメラ」でもよいのか判然としない。

意匠権の効力は、物品の同一性を前提とするものであるから、例えば、携帯電話とカメラとでは物品性が異なることが明らかであり、かかる場合に、上記の例を当てはめると、あくまで「携帯用電話機」ないし「カメラ機能付き携帯用電話機」としてしか出願できないのであれば、創作者の保

護に欠けることになる可能性がある。

また、「カメラ」でも良いのであれば、部分意匠出願における「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」(波線で携帯用電話機が描かれているとする。)が意匠の類似判断にどのように影響するのか、等の問題に直面する。また、意匠権侵害判断にも影響が及ぶ。

このように、多機能物品の画面デザインの場合に、その効力に大きな影響を与える物品性との関係が上記審査基準で不明確のままである。したがってこのままでは出願に混乱を来すことにならないか懸念される。

物品の特定との関係でも、審査基準でより明確な定めがなされるべきである。

以上